

私がみてきた 社会党の防衛政策

——前田哲男氏に聞く（上）



社会党とのかかわりの契機

——本日は社会党の安保（日米安全保障条約）・防衛政策とのかかわりや、あるいは今日から見てそれをどう評価するのか、また非武装中立という、社会党の掲げていた政策が形成されるプロセス、背景、そのような内容について、前田哲男さんからお話をお伺いしたいと思います。

前田 前田哲男でございます。いつもこういう場では私は聴き手の側にいることが多いのですが、今日はあべこべになって、何か落ち着かない気持ちです（笑）。これも後期高齢者になった年の巡り合わせだなと思いつつながら、昔話的な、しかし、今日に通じる問題もあるかもしれないことをお話ししてみたいと思います。

最初に、「社会党との関わりのかきかけは。またはその動機は何でしょうか」というお尋ねです。

私は1961年、長崎放送に記者として入社し、10年間、長崎県におりました。最初の2年は長崎局、あとの8年は佐世保局で勤務しました。折しも、アメリカの原子力潜水艦が最初に日本に寄港するできごとと遭遇し、「寄港阻止闘争」の現場が佐世保となり、社会党、総評はここに

現地闘争本部をおいて全国的な反対運動を展開しました。その取材者としていろいろな方にお目にかかったのが、社会党・総評とのつながりの始まりです。社会党の、とくに安保・基地政策についても当然ながら勉強しなければならない。そんなわけで、直接的なきっかけは、人間的なものも含めて、佐世保で始まったと思います。

佐世保には原子力潜水艦の継続的寄港に続き、1968年の1月には原子力空母エンタープライズの入港が通告されます。佐世保は安保・基地闘争の第一線になりました。背景に「ベトナム戦争」の激化と、アメリカの関与が公然化、大規模化していく情勢があり、また、日本政府の安保協力政策が対米従属の度を深めていく、そのシンボルが「北ベトナム爆撃（北爆）」に従事する原子力空母の寄港容認だと受けとめられました。

1960年の「安保国会」における質疑で条約第6条にある「極東の範囲」が論じられた際、当時の岸信介首相は、極東とは「フィリピン以北、日本周辺、朝鮮半島および中華民国を含む」区域である、と答弁していました。にもかかわらず、極東の外にあるベトナム、つまり東南ア

本稿は、2013年9月29日（日）、法政大学市ヶ谷キャンパス会議室にて行われた社会党・総評史第9回研究会の記録である。出席者は、雨宮昭一、有村克敏、五十嵐仁、園田原三、中根康裕、浜谷惇、細川正、耕田大知彦、木下真志であった。事前に前田氏宛に送付した質問に答えていただいた部分（本号）と質疑応答（次号）とに分けた。読者の便宜を考慮し、中見出しを付した。（木下 真志）

ジアに安保が拡大していく情勢が生まれていました。当時の椎名外務大臣は「ベトナムは極東ではないが、極東の周辺である」「日本はベトナム戦争に対し、純然たる中立の立場をとっていない」として北爆従事艦の入港を正当化しました。そういう安保政策が転換していく様、それに対し、社会党・総評が国会論戦と5万人、10万人規模の現地闘争を組み合わせる闘争を、私は現場で見たいわけで、社会党との接触が多くなり、政策についても学びました。

それともう一つ、当時、長崎二区（佐世保）は社会党の理論派・石橋政嗣（1924～）さんの選挙区だったこともあります。石橋さんは中執になって以降、あまり地元に戻る機会がなかったのですが、たまに帰ったときには労働記者クラブで懇談などをして、そこでいろいろ話を聞く機会がありました。石橋さんはたぶんその頃は、総務局長とか国際局長をおやりになっていた時期だと思います。石橋さんの情勢分析や「自衛隊縮減構想」（後述「石橋構想」）も大変刺激的でした（石橋は1970年、書記長に選出される）。

上京、そして「社会新報」ライターに

私は長崎放送を10年で辞め、東京に出てき

てフリーになりました。長崎放送は長崎県と佐賀県にしかエリアがないわけで視野は限られている。もっと広いところから安保、防衛、基地問題をやってみたい。そう思うようになり東京に出てフリーになりました。最初に仕事を与えてくれたのが社会党機関紙「社会新報」だったのです。当時、佐世保地区労にいた渡辺鋭気さんが機関誌局にいて社会新報記者だったので、彼が話をつけてくれました。そこで米軍・自衛隊基地のルポ企画を出したところ採用され、72年から77年ごろまで断続的にはありますが、基地企画の取材をずっと続けました。おかげで稚内から沖縄まで、米軍基地と自衛隊基地の主だったところをことごとく回ることができました。これは私にとって大変な資産になりましたし、その後、いろいろな面で有益なものを得たと思います。

野党第一党・社会党の中央機関紙ですから、自衛隊取材の申し入れをすると防衛庁内局も断ることはできません。取材許可を出し現地部隊に斡旋してくれるわけです。フリー記者として自衛隊の内部や米軍基地に入ることができました。ただ、「自衛隊違憲」を主張する社会新報の記者ですから、かなり堅苦しい受け止め方をされますが、入ってしまえばこっちの力量次第

前田 哲男氏 略歴

1961～71年、長崎放送記者。長崎、佐世保で勤務し米原子力潜水艦、原子力空母初寄港などを取材。71年よりフリーランス・ジャーナリストに。ピキニ環礁周辺のマーシャル諸島住民の核実験被爆を調査し『棄民の群島 ミクロネシア被爆民の記録』（時事通信社、1979年）にまとめる。同時期、「社会新報」寄稿記者として米軍・自衛隊基地のルポ、評論記事を掲載。80年代、日本軍の「重慶爆撃」に注目、日本海軍「戦闘詳報」と中国側資料、空襲体験者証言を突き合わせた『戦略爆撃の思想 ゲルニカ―重慶―広島への軌跡』（1988年「朝日ジャーナル」連載、88年朝日新聞社、2006年新訂版、凱風社）を発表。

1995年～2005年、東京国際大学国際関係学部教授（軍縮・安全保障論を担当）。2000～12年、沖縄大学客員教授。

著書に『日本防衛新論 平和の構想と創造』（現代の理論社、82年）、『武力で日本は守れるか』（高文研、84年）、『自衛隊は何をしてきたのか？』（筑摩書房、90年）、『自衛隊をどうするか』（編者、岩波新書、92年）、『岩波小事典 現代の戦争』（編集2002年）、『自衛隊 変容のゆくえ』（岩波新書、07年）、『9条で政治を変える 平和基本法』（共著、高文研08年）、『自衛隊のジレンマ 3・11後の分水嶺』（現代書館、11年）、『フクシマと沖縄 「国策の被害者」を生み出す構造を問う』（高文研、12年）ほかがある。

です。そういう形で全国を回ったことは大変いい勉強になりました。

基地取材を通じて沖縄選出代議士の上原康助（1932～）さんともつながりができました。石橋政嗣さんと同じく全駐労（全軍労）出身の上原さんは、内閣委員会のほか、安保関係の特別委員会ができると、委員をおやりになっていました。私が上原さんの政策アドバイザーのようなことをするようになり、そこで社会党の政策形成過程をちらと一瞥する機会を得たということです。したがって、私が社会党の安保政策、自衛隊政策を内側から知るようになったのは、社会新報の取材をするという機会を通じて、もう一つは上原さんの活動を通じて。さらに86年に土井たか子（1928～2014）さんが委員長におなりになったあと、89年でしたか「土井提言」を出されて、安全保障政策の見直し、また自衛隊の見直しに着手されたときに、アドバイザーのようなことをやった、その三つの機会です。ですから、本当にちらと垣間見たということにすぎず、社会党の安保・自衛隊政策について“内側からの証言”といえるほどのことは私にはできません。そのようにお断りしたうえで、以下のテーマについて考えを述べます。

「平和の創造」、「違憲合法論」をめぐる

「土井提言」に基づく政策づくりに参画したと申し上げましたが、その一つが綱領的文書と位置づけられた「平和の創造」と「平和への挑戦」作成です。「平和の創造」が90年、「平和への挑戦」は94年です。「平和への挑戦」には、のちに述べる理由で関与していませんが、「平和の創造」は草稿段階から参加しました。手書きの草稿を私が持っているはずですが、「平和の創造」は上原さんが安保・自衛隊の部分、矢田部理（1932～）さんが外交政策の部分を執筆し、両方併せて「安全保障」という章が組み立

てられるような構成になっていたと記憶します。

上原さんの担当は安保、自衛隊、基地問題でしたから、私がおの下書きを書きました。それを中心にしてつくったのですが、それが中央執行委員会で採択され、90年12月号の『月刊社会党』に掲載された「平和の創造—わが党の新しい安全保障政策（中間報告）」では、結局、いちばん強調したいと思った部分が削除されていました。

自衛隊を改編し縮小していくというプロセスとか、その各段階における位置づけなどについて、私の提案はそのまま取り込まれているのですが、大前提として提起した点、ひとまず自衛隊を今のまま引き受けるところから始めるしかないのではないか、つまり、いったん自衛隊を「合憲の存在」として受け入れ、そのうえで縮小へ向けたプロセスを始めていく、それを「革新連合政府」樹立に向けた旗印にしようという主張です。

石橋さんや東京大学法学部教授・小林直樹（1921～）さんが唱えた「違憲合法論」とおなじ基盤に立つのだけれども、法的に整理するだけでなく政策論と一体化する。憲法9条と自衛隊の矛盾を「違憲状態脱却過程合憲論」としてダイナミックに捉え、違憲状態を脱却していく具体的な時期および政策プロセスとかみ合わせることによって、不毛な「自衛隊合・違憲論争」に終止符を打つ。現状は違憲状態であるにせよ、日に日に、年ごとに違憲性が薄れていき、やがて解体・消滅するという自衛隊縮減政策を具体的に示すことによって、長年のアポリアを解決していこう。それしかないではないか。そんなことを書いたのですが、だめでした。その部分は「平和の創造」に採用されませんでした。

そこを書きたかったのに採択されなかったことは心外でした。以後、社会党に働きかけるのではなく書いていこうと思いました。それまで私

は「社会新報」にはもっぱらルポだけで「論」は書いたことがなかった（とはいえ後述する『日本防衛新論』や『武力で日本は守れるか』には萌芽的なかたちで「自衛隊縮減論」を書いています）。

『世界』での提言発表

すぐあと、1991年8号の『世界』に、「自衛隊解体論」というタイトルが付いた「合憲自衛力への3条件」という論文を書きました。翌年、岩波新書で『自衛隊をどうするか』（1992年）の編者になりました。これは元外交官の政治学者・浅井基文（1941～）さん、当時、立教大学教授の新藤宗幸（1946～）さんの3人で、討議をしながら、それをまとめ上げて1冊の本にするというものでした。ここで「最小限防衛力」「最小限防衛」という概念を使って、自衛隊をとりあえず現状のまま引き受ける、そのうえで「縮小・再編」のプロセスに乗せることを提案しました。さらに、93年4月号の『世界』に、東大の高橋進（1949～）さんや、北大の山口二郎（1958～）さん、獨協大の古関彰一（1943～）さんたち学者と、共同提言「平和基本法をつくろう」を発表しました（2005年6月号で「平和基本法共同提言 憲法9条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か」として再提言）。

ですから、のちに村山富市内閣（1994～96）が安保、自衛隊・安保条約をそのまま認めることになったときは大変残念でした。もっと早い段階から、つまり土井さんが問題を提起したときに着手していれば、ああはならなかった、それをむざむざとあのようにしてしまったのは残念だと思ったことをよく覚えています。

60年安保をめぐる

次に「60年安保闘争の意義や教訓をどのよ

うに考えますか」と、これまた大変大きな問いが投げかけられています。

60年安保闘争は、大衆運動、政治行動の面から大きな意義があるし、また国会論戦で明らかにされた条文解釈の問題があります。その他、安保改定交渉段階の時期にさかのぼる問題もある。「60年安保闘争」を定義するのは困難ですが、ここでは「院内闘争、国会論戦を通じて」というふうに限りたいと思います。ちなみに、私は当時、福岡に住んでおりました。福岡では、安保はもとより重大な問題ではありましたが、同時期、「三井三池闘争」が同時進行していて、そこでも大きな現地闘争が行われていました。「総資本 対 総労働」の対決といわれるものです。ホッパー決戦、海上決戦、組合分裂工作などがつづき、安保闘争は、「東京のたたかい」「国会論戦」というような感じでした。

変な言いかたですが、私の“愛読書”の一つが60年安保の国会議事録なんです。「安保条約等特別委員会」の議事録が37号まで出ていて、ここに35日間39回153時間におよぶ議論の跡が記されています。大変緻密で、熱のこもった、鋭い議論がなされていて迫力がある。論戦の中心にいたのが社会党でした。安保5人衆とか7人衆とか言われましたが、飛鳥田一雄（1915～90）さん、横路節雄（1911～67）さん、岡田春夫（1914～91）さん、石橋政嗣さんたち、そうそうたるメンバーが入れ代わり立ち代わり岸信介首相、藤山愛一郎外相、赤城宗徳防衛庁長官、林修三内閣法制局長官を相手に、安保条約の1条から10条までの条文を逐条的、また縦横に論じ、すごい論戦を挑みます。

結局、60年の5月19日、飛鳥田さんの質問中に強行採決となる。午前中、飛鳥田さんの質問が終わって休憩があり、午後開会して飛鳥田一雄さんが指名された、その直後に緊急動議が出され、混乱状態、議事録には「議場騒然、聴

取不能」と書かれて、終わりということになります。

それが安保特別委の議論の経過ですが、この37号までの議事録に、現在、安倍晋三首相が乗り越えようとしている「集団的自衛権」「極東の範囲」「自衛隊の海外派兵」問題などが、あらゆる角度から質問されています。読み物としても大変面白い。いま読んで参考になります。また、これから安倍さんが「集団的自衛権の合憲化」というようなことを言うと、すぐに引き合わされるのが、この60年安保国会の議事録に残された政府の有権解釈や統一見解です。「いかなる場合においても自衛隊が日本の領域の外には出ないのであります」ということを、岸信介さんは何十回も答弁しています。それは少し大げさだけど十回ほど発言しています。「だから、日本が戦争に巻き込まれることはあり得ない」。それから、「この条約は集団的自衛権を前提にしていない。安保条約は全て個別的自衛権の範囲内で結ばれている」と答弁しています（だから安倍首相の「集団的自衛権行使容認」は即座に「安保再改定」の必然性という問題を引き起こすことになるわけです）。

社会党は「米軍基地が攻撃されれば、第5条で自衛隊が出動することになる。これは集団的自衛権の行使であり、やがて第6条にいう「極東」にも適用されるのは必至だ」。これに答える岸さんの論理は、つぎのようなものでした。たしかに、在日米軍基地が攻撃され、それを自衛隊が防衛するのは、米軍や家族を守る行動であるから、日本国民ではなくアメリカを守る意味で集団的自衛権の行使のように見えるかもしれない。しかし、米軍基地を攻撃する第三国、外国の勢力は、その米軍基地を攻撃するために、日本の領土、領海、領空を侵犯して入ってくるしかない。その段階で、日本は侵略排除のため自衛隊の防衛出動を発動できる。それは個別的

自衛権の行使である。ゆえに、安保条約は集団的自衛権の要素を含むものではない。これが政府の建前でした。

もっとも岸答弁は、「集団的自衛権」の解釈を広くとって、基地の提供とか経済的援助をふくむとするような学説もある。広くとった学説に立てば、安保条約は集団的自衛権の行使と言えないことはない。しかし、政府はその広い学説をとらないと補足しています。つまり、広義の集団的自衛権と狭義の集団的自衛権に分け、「広義は学説である。狭義が政府の安保解釈である」と説明して、「この条約が集団的自衛権の行使を約束したものではない」と強調している。同時に、「安保5条（日本共同防衛）ないし6条（米軍の極東における行動）により自衛隊が日本の領域の外に出るということは全く考えていない」ということも述べています。これらは社会党議員が引き出したのです。他に民社と共産の質問者がいますが、安保の国会論争は量的にも質的にも社会党と政府との間でたたかわされました。そしてそこでなされた政府の解釈は、調印した岸信介首相の答弁ですから「有権解釈」となり、今日なお安保運用に拘束力を持っています。

同時に、この国会の論戦を通じて、派生的ではあるが、「非核三原則」が生まれます。打ちだされるのは1967年の、佐藤栄作（1901～75、64～72に首相）さんの「非核三原則」表明ですが、安保国会での社会党の「核持ち込み禁止」の主張が「非核三原則」となって引き出されている。もう一つ、「武器輸出三原則」。これも1976年に三木内閣（1974～76）で出てきたことですが、既にこの安保論争の中で日本の安保政策、防衛政策の大きな柱になっていました。つまり、安保論戦のなかで社会党は、憲法前文や9条を大きく方向づける政策を引き出したといえる。

惜しむらくは、それらをもっと個別的に法案化して具現化することをしなかった。結局それらは、いまわれわれが知っているように尻抜けになったり空洞化されたりしているわけです。とはいえ、「非核三原則」「武器輸出三原則」「原子力の平和利用」を、安保国会の論戦から読みとると、社会党が非常に大きな力を果たしたことがわかります。

「自衛隊違憲」論・「非武装中立」論と社会党

そうした立派な議論を展開し、また、安保の歯止めともいえるいくたの有権解釈を引き出したにもかかわらず、実らせることができなかった。その理由は、「自衛隊違憲」「非武装中立」の党是を発展的に打ち破っていく「対抗構想」を提起できなかったからだと思います。一方、安保国会の論戦は、大きな欠落部分も残しました。「日米地位協定」を実質審議抜きで通してしまったことです。強行採決で終わったので質問できなかったといえればそれまでですが、安保特別委には「日米地位協定」も付託されていたのに、議事録を読む限り、日米地位協定に関して触れられた箇所はほとんどゼロと言っている。民社党の議員が少しやっています。社会党議員も少しはやっていますが、全体の質疑の中に占める部分は0.1%程度。協定を主題とした論議も、逐条審議も行われていません。

日米地位協定は、安保条約の基本ソフトともいえる付属協定で、基地の運用に関する米軍特権を規定しているわけです。28条から成りますが、一度も逐条審議はなされていない。全体にざっと触れるような質問が、民社党議員と、社会党からも1~2カ所出ている程度で、全体として地位協定について審議されなかったといっている状態でした。

このことが、つまり条文審議で政府解釈を確定させ、運用に歯止めをかけておかなかったこ

とが、その後、「思いやり予算」が肥大化し膨大な額となっていく基地の経費負担の問題、また、17条、18条に規定された刑事裁判権および民事補償の問題、また、第4条の返還時における「原状回復義務の免除」の問題など、大きな問題を抱え込むことになる。それらについて全然審議ができなかったがゆえに、以後は官僚、外務省、防衛庁が自由に解釈するようになりました。「思いやり予算」などは、地位協定をきちんと読む限り出てこようのない負担です。あの安保国会のときに、もし地位協定24条（経費負担）の逐条審議できちっとおさえれば、1978年、金丸信防衛庁長官のもとで「思いやりの精神で行こう」などの解釈が出てくることは決してあり得なかった。それは審議における失点だったと思います。「強行採決で終わったので」という言い訳は立ちますが、153時間もやっているわけですから、地位協定に関しても相応の時間を割くべきであったろうという批判は免れない。おかげで沖縄の人たちもふくめ「基地問題」が、手付かずのままに委ねられることになったと思います。

マイナスの点をもう一つ挙げます。こちらがより深刻かもしれない。安保闘争は、院内も院外も批准案件成立と岸首相の退陣を一つのピークとして收拾しました。問題が終わったわけではありませんが、闘争は一段落した。しかし、その後の検証、またその総括と新しい方針提起の面で社会党は致命的と言えるミスをしたと思います。岸退陣で何か安堵したというか、勝利感に浸ったわけではないにしても、そこで一つ終わったというような感じがあったのではないか。

政府・自民党のほうはまるで違った対応をしたと思います。米政府はライシャワー大使を送り込み、「ケネディーライシャワー路線」と呼ばれる、ソフトなアメリカを売り出すようにし

ました。岸内閣を継いだ池田内閣は、安保、改憲を一言もいわなくなった。「月給倍増」と「高度経済成長政策」に切り替えた。“政治の季節”から“経済の季節”にきれいにシフトしてみせました。社会党は自民党の方針転換を完全に見落としてしまったと思います。

巨視的に見て、自民党は変わったのに社会党は変わらなかった。このすれ違いが時を経るにつれて見る見る大きくなる。社会党の非武装中立路線は、ちょうど風車に向かうドン・キホーテのような、カリカチュアライズされた非現実的なかたちで宙に浮いて、リアリティを失ってしまった。相手が守ってもいないところを攻めていく、相手がやろうとしないことを攻撃するという事になった。それは社会党が、しっかりした安保闘争の検証と、以後の戦略立て直しをしなかったからではないのかと思います。

その証拠立てというわけではありませんが、1960年の11月に行われた総選挙では、あれだけ大きな闘争をやり、あれだけ国民を動員して熱気を吹き込んだ、その主力となった社会党がほとんど勝てなかった。自民党が296、社会党が145でそんなに変わっていない。もっと勝ってよかった。過半数を取れる候補者を立てていませんから自・社逆転はできませんが、もっと勝ってよかった。それは安保闘争の検証および戦略の立て直しを、池田内閣（1960～64）に向けてきちんとやっていなかったからではないか。そういう仮説を私は持っています。これは論争的なところなので、あとでご批判があるだろうと思います。

自民党との防衛政策論争

3番目は「防衛問題をめぐる自民党、社会党の政策論争をどのように振り返りますか」というテーマです。総論的にいうと、自・社の防衛政策論争、安保条約論争は、空回りし、上滑り

し、終始かみ合わなかったと私は感じています。

自民党は、憲法および安保条文の有権解釈をかいくぐって、何とか実質的に拡大、既成事実化していこうとした。いわば「顕教」としての憲法解釈、安保解釈があり、他の一方に「密教」としての対米密約という水面下の世界がありました。両者を折衷させながら、既成事実化を図るというのが、60年以降の自民党安保政策の基本だと思います。改憲は世論が受けつけないし、安保の運用にしても、たとえば事前協議で「核はいかなる場合もノー」という言質を議事録にあんなにベタベタと貼り付けた以上、安保を改定する以外に公然とはできはしない。しかし、アメリカとの間には密約がある。それをやっていくには、なし崩し既成事実化、あるいは密約の潜行的実行しかない。一方の社会党は、拒否のシンボルとしての憲法、アンチの論理としての非武装中立というところに立てこもって、具体的な政策や対抗軸を提示しようとしなかった。結局は、自民党政権による“密教の顕教化”が進むのを許した。（憲法論は別として）安保運用の経過に見るかぎり、国会論戦は、すれ違いの“空中戦”でしかなかった。理論で勝って政策で負けた、それが社会党ウォッチャーとしての私の全体的な感想です。

社会党の失敗は、「自衛隊違憲論」、「非武装中立政策」に固執するあまり、オルタナティブな安全保障の在り方、現状を打破していくための自衛隊の「認知と改革」ということを政策として提示できなかったことにあると思います。時折、榑崎弥之助（1920～2012）さん、大出俊（1922～2001）さんたちが爆弾質問をし、たまには石橋政嗣さんや岡田春夫さんも鋭い質問を放ちました。そのたびにときの政権を震動させたけれども、しかし、それは敵の心胆を寒からしめたほどのものであり、安保の根幹を揺るがすようなものにはならなかった。

本来ですと、「三矢作戦研究」(68年の岡田質問)のようなことは、文民統制の見地から、あるいは安保の見地からもっと広がりを持つ爆弾質問であったはずで、それをとどめたのは、「敵の土俵論」、つまり敵の土俵に乗って議論すると自衛隊の存在を認めたことになる、自衛隊の存在承認につながるという、社会党の変な自己規制です。安保条文という総論部分では緻密な議論を展開するが、地位協定、いわば各論部分の追従や自衛隊の実態には踏み込まない。自衛隊を「どう見るか」(違憲)は主張しても、「どうするか」(改革)には口を閉ざす。だから爆弾は破裂したけれど、政権は鳴動せずで終わってしまった。これも社会党安全保障政策の残念なところだ。

「死児の齢(よわい)を数える」の言葉によって具体的なことをいくつか挙げます。「歴史のif」としてもいいかもしれません。一つは、60年安保の後、自民党が安保路線転換から経済政策第一に方向を変えたことを見極めた時点で、もし社会党の安保、自衛隊政策が対抗軸として立てられていたとしたらということです。契機はありました。62年の「江田ビジョン」がそうですし、66年の「石橋構想」がそうです。単なる「たら」ではなく具体的に内部から呼びかけがあった。

もしあのときに、自民党が方向転換したことを社会党がきちんと受け止めて「江田ビジョン」を議論し、また、自衛隊をまず受けとめ、それを縮減していく原則を提示した「石橋構想」がもっと真剣に議論され、政策化され、国民の前に提示されていたとしたら、その後の社会党は違ったものになっただろう。しかし尻込みしてしまった。「江田ビジョン」にたいしては「階級政党」の、「石橋構想」にたいしては「非武装中立」の殻に閉じこもってしまったといわなければなりません。政策転換の機会を逸した、

自民党に政権交代を迫る機会を失ったというふうに思います。

2番目に、1972年の田中角栄政権(～1974)のときに「防衛力の上限論争」がありました。あまり知られていませんが、この頃から私は東京で「社会新報」に記事を書いたりするようになっていましたから、よく覚えています。

自衛隊の増強計画(防衛力整備計画)は一次防から四次防までであり、一次防は3年でしたが、大体5年ごとに倍々ゲームで防衛予算が増え、兵器の増強が行われました。日本政府は今、中国は20年以上、二ケタの防衛費の伸びをしていると言って脅威論を煽っていますが、何のことはない、日本は一次防から四次防にかけて年率10%の防衛力増強を先にやったわけです。とくに四次防はシーレーン防衛が主眼でした。いま中国が「第1列島線」、「第2列島線」と称している、おなじ海域に「南東航路」「南西航路」というシーレーンをつくった。その意味において先例になるわけですが、四次防は4兆5,000億円、三次防の倍になる。それを受けて、あまりにもひどい軍拡だという国民の批判に応えるかたちで、社会党が、予算委員会で「このままではとめどない軍拡につながっていく。防衛力の上限を示せ」と田中政権を追及したわけです。このときは公明党、民社党も同調しました。

これに応じて政府は、陸上自衛隊は15万ないし18万、海上自衛隊は25万トンないし28万トン、航空自衛隊は800機という防衛力の上限を数字として出します。防衛庁内では制服組を中心に、「そんなことをやっちゃいかん。自分たちを縛ることになるのではないか」と反対したんだけど、田中角栄首相はそれを押し切って、「ともかく数字を示さなければ話にならない」と野党が言っている」といって出したわけです。示された上限は、陸上自衛隊に関してはすでに

充足している。航空自衛隊もほぼ現状維持。海上自衛隊だけが、あと5万トンぐらい増強の必要があるというものでした。

数字を受けた社会党の対応は不可解でした。これは軍拡につながるので、この上限を削減せよというのではなく、数字を撤回しろと要求したのです。防衛力の上限を数字で示せという要求をしておきながら、その数字が出てきたら、その文書そのものを撤回するように要求した。実際に内閣は待ってましたとばかりに撤回しましたが、考えてみると、大きな足がかりを失ったわけです。これ以上は増強できないわけだから、その数字を基盤に「石橋構想」を当てはめて削っていけばいい。陸自と空自に関しては既に天井になっている。あとは質的強化のところまで縛りをかければいいわけですが、実際は具体的な数字を政府から引き出したことをプラスの方向、「自衛隊縮減」に活用するのではなく、撤回させた。これはどう考えてもおかしいという印象を持ちました。日ごろから軍縮とか予算削減とかを主張しながら、また、文民統制を国会の役割であるといいながら、肝心のときに文民統制の役割を放棄したのではないか。そういう違和感を持ったことを覚えています。

3番目に、私が自・社の政策論争を振り返って転機と考えるのは、1990年、海部俊樹内閣(1989～91)のときの「湾岸危機」です。翌年、「湾岸戦争」になりますが、90年8月、湾岸危機が発生した際、政府は「国連平和協力法案」を提出し、自衛隊派遣を策します。いわば「集団的自衛権」行使の現行犯のような法案なので、全野党が反対し実現しませんでした。そして、それが廃案となった後の処理に関する社会党の対応に、今もって思い出すと悔しくてしょうがないぐらいの思いがあります。社会党は最大のチャンスを逃した。

「国連平和協力法案」というのは、アメリカ

のブッシュ(父)大統領が湾岸戦争に多国籍軍を派遣する派兵準備をしていく過程で、自衛隊に後方支援任務、具体的には掃海任務や輸送任務を要請してきた。海部内閣は「国連平和協力法案」という自衛隊派遣法案を提案しました。これに対し、世論はもとよりオール野党が反対した。まさしく集団的自衛権の行使、自衛隊の海外派兵そのものですから、どう言い繕おうと論戦では正当化できない。論戦は一方的で、政府は対応できず廃案となるわけですが、当時の自民党の小沢一郎幹事長が「廃案になる前に何とか首の皮一枚残してほしい」と懇請し、社会党、公明党、民社党、自民党の4党で幹事長・書記長会談で合意を取りつけようとしています。国連平和協力は廃案になる。しかし、何とか国連が行う「平和維持活動」に自衛隊の組織が参加できるように、話し合いの場をつくり幕引きにしたい。そういう小沢幹事長の要請で4党協議が続行されました。

その協議の席から、社会党の山口書記長が「今日は気分が悪い」とか何とかいって、社会党は抜けるわけです。自衛隊が新組織に入るということは、その段階では明文化していなかった。95%ぐらいまで野党の主張が通った協議ができていた。にもかかわらず社会党が抜けたので、「4党合意」ではなく、自・公・民の「3党合意」になりました。内容は「1 憲法の平和主義原則を堅持し、国連中心主義を貫く」「2 そのため自衛隊とは別個に国連の平和維持活動に協力する組織をつくる」「3 この組織は国連決議に基づく人道的な国際救援活動、災害救助活動に従事する」でした。これが、社会党が抜けた後の3党合意の骨子です。

これでもかなり立派です。これに社会党が入って4党合意になっていたらパーフェクトだったと思います。3党合意で終わったために、最初に民社党が、やがて公明党が切り崩され、2

番目の「自衛隊とは別個に国連の平和維持活動に協力する組織をつくる」の項が、現在の「国連平和協力隊」という名をみの組織で、実体は自衛隊ということになります。もし社会党が入って「4党合意」になっていたら絶対にそういう方向に協議は進行しなかった、と断言できるでしょう。社会党が入っているのと入っていないのでは決定的な差があった。その決定的な差を、社会党が「4党合意」から離脱することによってつくった。いわば墓穴を掘ったということです。

のちに变形した「3党合意」によって「PKO協力法」（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）がつけられたときに、参議院で社会党は牛歩戦術を採りましたが、そんなことで歴史の針を戻すことができないのは当然で、今日に至るまでPKOはこの3党合意を母体にしてつくられているわけです。

PKOそれ自体は決して軍事制裁でも侵略的行為でもありません。だから自衛隊の一部を改編し、非武装の別組織にして国連平和維持活動に派遣するというのは、社会党の非武装中立政策と何の違和感もなしに、むしろ発展的な形態として提案できる。そうすると国民も受け入れる。制服組は反対するでしょうし、自民党のタカ派からは反発がくるでしょう。しかし、当時の小沢一郎幹事長はそこまで歩み寄ってきた。そのチャンスを自ら放棄したというのは残念なことでした。これも忘れがたい思い出です。非常に腹が立ちました。

私は岩波ブックレットで『PKO』を出したときに（91年10月）、副題を「その創造的可能性」として、PKOというのはそういうものじゃないということを提起したのですが、役には立たなかった。今、安倍さんの下では、PKOは「駆けつけ警護」と呼ばれる武器の先制使用任務も認めるかたちになりつつある。「交戦するPKO」

になっていく趨勢にあります。それを止めることができたのです。それをも“if”の一つに数えたいと思います。

非武装中立論、自衛隊縮小をめぐる

次に、「社会党は本気で非武装中立、自衛隊縮小を実現可能と考えていたのだろうか。また、それは可能だったのか」という柱です。

実現可能だったと思います。ここでもまた“歴史のif”に立ち入るのを避けられませんが、第一に、もし1951年に全面講和が実現していたとしたら、アメリカ、ソ連、フランス、イギリスが国際条約で保障する「永世中立国・日本」ができていた。オーストリアの永世中立条約は1955年に発効していますから、同じことができなかったということはない。条件はもちろん違います。朝鮮戦争があって、そのための米軍基地をアメリカは欲していたとか、オーストリアとは違う条件があるので短絡的に比較するのは困難ですが、全面講和をもっと追求していたら、もっとリアリティあるものとしてオーストリア型中立が視野に入ってきたのではないかと。

非武装中立を可能にできた2番目の“if”は、60年代の「江田ビジョン」と「石橋構想」です。この段階で、「ビジョン」と「構想」を「安全保障政策のオルタナティブ」としてより具体的な政策にし、「憲法9条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か」と国民の前に提起する政策を立案し、そのための理論構築をやったらどうだったか。西ドイツのSPD（ドイツ社会民主党）は今も20%台の支持を持っていますが、1959年の「パート・ゴードスベルク綱領」で路線を転換し、国防を肯定しました。「ドイツ社会民主党は自由で民主的な基本秩序の防衛を支持する。党は国防を肯定する」。「江田ビジョン」はこれほど直裁ではありませんが、問題提起としては同質のものを含んでいる。こ

の段階で西ドイツ社民党のように路線転換に踏み切っていたら、また、遅くとも66年の「石橋構想」を党の路線として承認し、自衛隊を受け入れ、そしてその時点から、その再編・縮小に着手していくことを基本政策にしていたならば、SPDが今日持っているような力を持ち得たのだらうと思います。

SPDの政策は国内のみならず、のちに「共通の安全保障」という西ヨーロッパ全体に共有される安全保障政策になり、EUの「共通の外交・安全保障政策」として現存し、CDU党首（2000～）のアンゲラ・D.メルケルが政権（2005～）を獲得してから維持されています。それは「非武装中立」そのものではないが、NATO軍事同盟と一線を画し、また、アメリカとは別個の「不戦同盟」構築という意味で、さらに、年々軍縮を達成している点（独・仏・英の軍事費は予算、兵員数いずれも自衛隊より小さくなった）で、「石橋構想」の実現です。それはドイツの理論家たち、あるいはスウェーデンの首相もしたパルメ・オロフ（1927～86）など西欧社民党の政治家たちが作り上げた理論と政策でした。60年代、日本にもその兆しはあったのですが、日本社会党はその芽を摘み取ってしまいました。

“if” だらけであり面白くないのですが、もし「土井提言」があのかきに生かされていたら、社公民連合政権がもっと実現性をもって国民の前に姿を現したのではないだろうか。「土井提言」は、基本政策として「日米安保条約は外交の継続性に立って維持する」と述べています。「軍縮、安全保障の実現」「非核三原則の厳格な適用」「米軍基地の縮小・撤去」とともに、「自衛隊の任務限定」「防衛費GNP比1%枠の厳守」ということもいっています。しかし、「外交の継続性に立った安保条約の維持」という、従来政策から大きく転換した展望を持つ「提言」

は、村山内閣まで生かされることはありませんでした。ここにも大きな“if”を感じます。

自衛隊、違憲合法論について

「違憲合法論」という静止的、法理的なことより、私は「違憲状態脱却過程合憲論」の動的な概念でこの問題をとらえています。法律家ではありませんから、法理論としてぎりぎり詰める能力はありませんが、あるとき、弁護士さんとお話をしていたら、「法律にはそういう考え方がある。選挙制度をご覧下さい。憲法が必ずしも厳密に守られているわけではないし、それを是正していく過程に関しては、違憲状態を脱却する過渡段階は合法であると解釈できる」と聞かされて、大変刺激を受けました。

自衛隊という現実の存在、しかも国防、安全保障という、受け取りようによっては国民の生死に関わる問題ですから、大事に取り扱わなければならない問題です。もし、首相が自衛隊を「違憲・違法」と宣言したら、その瞬間から存在の名分を失うわけですから、無法の暴力集団、武器所有集団になってしまうわけで、とてもそんなことは政治家としていえるわけがない。そうすると、村山さんのように「合憲・合法」としかいえないジレンマに陥ってしまいます。

したがって「違憲状態脱却過程合憲論」という理論的基盤に立ち、かつ「石橋構想」に沿った方向と過程を政策で明示しながら「9条下の自衛隊」に改編していく。それは「江田ビジョン」とも合致する。これはまさしくドイツSPDが「パート・ゴードスベルク綱領」（1959～89の綱領）で採った路線です。向こうのほうが先に行っているわけですから、それを見習うということをやればよかったのだと思います。

この違憲合法論は小林直樹（前述）さんの説を借用する形で石橋さんが提起しました。1983年12月の第37回総選挙で自民党がかり

じて過半数を得た、その直後に発表された、かなり政局的なおいを持つものです。この選挙では社会党は当選者112（他に革新系無所属1）でしたけれど、公明党が58、民社党が38と増えて、連合政権が視野の中に入った。過半数には到達しないけれど、連合政権が見えてきた時期でした。

つまり石橋さんの違憲合法論は、そういう政治情勢の中で、思いつきではないにせよ、十分に練られ、準備され、理論的、政策的な裏付けをしっかりと踏まえてきたものではなかったといえる。そこを党内左派に突かれ、結局、自衛隊は「違憲合法」ではなくて「違憲・法的存在」という、ますます訳の分からない、言葉としても曖昧なものとなり、非武装中立路線が再確認されるといような結末になってしまいました。

私は80年代に『日本防衛新論』（現代の理論社、1982年）とか『武力で日本は守れるか』（高文研、1984年）というような本を書きました。そこでは「目に見える専守防衛」「外に出ない防衛力」といった概念を使って、自衛隊の改編縮小を主張しました。これは別に私のオリジナルではなく、西ドイツの理論家たちが採用した「構造的攻撃不能性」(Structural inability to attack)という軍隊のありかたです。そのような自衛隊がありうるのではないか。

考えてみれば、日本のような島国は、まさしく「構造的攻撃不能性」をつくるのに一番ふさわしい地形的な条件を持っている。ドイツのように9カ国と国境を接しているような国、一步で隣国に入れるような国では、攻撃的能力と防衛的能力を分けるのは困難だが、四面海で隔てられている日本だと、渡洋能力を持つか持たないかという物差しを持つだけで、攻撃的能力と防衛的能力をまず大ざっぱに分けることができる。「外に出ない防衛力」とか「目に見える専

守防衛」に、大きなところで線が引ける。そういうところから行けるのではないか、そういうことを主張していました。

はじめにお断りしたように、私は、社会党の中央本部とか政審とは全然つながりはなく、つながりがあったのは1972～77年の間、また党内情勢でいえば、機関誌局、社会新報編集部を江田派がコントロールしていた時代に執筆者としてです。協会派が機関紙局と新報編集部を制覇した後は、仕事がなくなり離れました。だから、そのあとは土井執行部のアドバイザーとしてボランティア的に若干政策形成にかかわった程度で、ですから以上は、おおむね外から見ていた感想ということですよ。

社会党の基本政策再考

最後に、「憲法に関し自民、社会ともに実現不可能な政策を掲げてきたのではないか」というテーマです。これは大変大きな問題で、私の考えはたくさんありますが、後半のやりとりの中でお話ししたほうがいいのかもしれない。

ざっとお話ししますと、言うまでもなく自民党は、憲法9条は、第1条から第8条まで（天皇条項）と引き替えに差し出した屈辱の条項であるというトラウマを持っている。そのトラウマが強く感じられる政権と弱く感じられる政権とがあって、鳩山一郎政権、岸信介政権、中曽根康弘政権、安倍晋三政権はトラウマを強く感じる政権、池田勇人、三木武夫政権、宮澤喜一政権はあまりトラウマを感じない政権だと思います。だから、「自民党は」というくくり方はあまり正確ではありませんが、しかし、現行憲法を広い意味で「トラウマ」として受け止めていたマジョリティーが自民党だったと思います。そして、改憲論議が起ってくるのが1956年の鳩山内閣時代です。「憲法調査会」が設置されたその年に「経済白書」が「もはや戦

後ではない」という有名な言葉を発しました。「もはや戦後ではない」と同年に、最初の改憲論議が起こったというのは象徴的だと思います。

そのような憲法観が鳩山、岸、中曽根、安倍と引き継がれてきている。一方ではしかし、三木、宮澤、たぶん田中角栄さんも「非改憲」のほうで、彼らは憲法に関してほとんど発言していませんし、改憲のアクションを起こしませんでした。自主憲法制定に関して自党内にはそういう色合いのちがうものがあつた。それが自民党の改憲路線を表に出さなかった理由だろうと思います。自民党リベラル派、とくに宮澤派の存在は大きいでしょう。今はもうそれがない。自民党がほとんど一枚岩になった。ということは、安倍政権の自主改憲はかなり本気度が高いと受け止めていいのかもしれませんが。自民党内のリベラル派の消滅と、もう一つが社会党、社民党の衰退。その二つの条件が大きなファクターになると思います。その意味では「実現不可能」とはいえない。

一方、社会党にとって護憲とは、丸谷才一に『裏声で歌へ君が代』（新潮社、1982年）という小説がありますが、“裏声で歌った護憲”だと思います。裏声でしか歌わなかったし、歌えなかった。つまり3分の1の議席しか取ろうとしなかったし、取れなかった。2分の1を取って初めて表声です。それを取れなかった力量問題もあるし、取ろうとしなかった意欲の問題も

ある。過半数の候補者を立てたことは一度もないじゃないか。だから、裏声で歌う護憲といわなければいけない。改憲阻止に必要な3分の1確保を目標にするということですから。

もう一つは、9条はいうけど、「前文」に関して社会党はあまり評価していない。じつは日本国憲法の平和国家の理念、意欲的なメッセージは、9条ではなく「前文」にあると思います。「前文」は規範じゃない、条文じゃないという見方はあるけど、あそこにこそ憲法の本質、魂がある。9条はいつてみれば「拒否」の条文です。「してはならない」「べからず」です。しかし、「前文」はそうじゃない。「こういう国のかたちにして」「この方向に行こう」と呼びかけています。「共通の安全保障」「人間の安全保障」どちらの概念もここに明示されています。であるのに社会党の護憲論は、前文に依拠した理論構築をしなかったし、当然政策的にもできなかった。社会党にとっての護憲というのは、拒否の護憲、裏声の護憲でしかなかった。それが私の忌憚のない意見です。だから実現させる気がなかったといえるかもしれません。

以上、かなり挑発したり、ストレートに言ったりしましたのでお叱りを受けることは覚悟しておりますし、それについて補充すべきこと、また訂正すべきことがあれば質疑の中でお話しすることにして、一応報告はこの辺りで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(次号へ続く)